

論文

アルトホフのラーバント招聘工作

——独裁的官僚カリスマの挫折と転機——

野崎敏郎

〔抄録〕

アルトホフは、社会民主党の活動家である私講師アーロンスをベルリン大学から追放するため、ラーバントを同大学に商法担当正教授として招聘しようとした。これを察知した同大学の教員たちは、アーロンス法阻止、アーロンス追放阻止、ラーバント招聘阻止の運動を旺盛に展開するとともに、弾圧を志向する皇帝の恣意を容認しなかった。これをみて動揺したラーバントはベルリンへの赴任を見送る。アーロンスは結局追放されるが、こうした大学教員にたいする思想統制と弾圧をみたプロイセンの教員たちが、アーロンス法の及ばない他の邦国に流出するを避けるため、アルトホフは、大学の自治との妥協を余儀なくされる。

キーワード：大学の自治、アルトホフ、ラーバント、アーロンス、ヴェーバー

I はじめに

これまで本誌で解明してきたアルトホフの——1892年頃から1900年頃までの——さまざまな策謀の核心部分に位置するのが、パウル・ラーバントをベルリン大学法学部に招聘しようとする工作である⁽¹⁾。この問題は、すでに上山安敏によって、当時のドイツ法学界におけるラーバントの特異な位置と関連づけられて論じられており、ベルリン大学法学部多数派教授陣とラーバントとの確執の基本構図が解明されている（上山安敏 1977: 119-157頁、同 1978: 37-38頁）。そのさい上山は、認識論を共有する論者のあいだでも政治的立場の違いが目立っていること、また認識論を異にした論者のあいだでも政治的立場の類似性が認められることにも注意を促している（上山安敏 1977: 9頁）。本稿は、基本的に大学問題にかかわる諸論点にもとづいて座標軸を設定しており、この視座から考証・分析をすすめると——以下の行論でみていく

ように——、シュモラーとラーバントとの対立、ゲルマニステンもロマニステンも糾合した法学部多数派教授陣の大同団結、アルトホフ＝ラーバント同盟の崩壊——つまり支配官僚自身と、官僚支配の正当化を基調とする論者との決裂——など、興味深い事実が浮上する。

本稿は、上山の立てた諸論点を念頭に置き、これを未公刊史料に依拠して検証し、アルトホフによるラーバント招聘工作の具体的な諸相を明示し、そこにおける法学部とアルトホフ＝ラーバント同盟との対立の生々しい実相を解明するとともに、アルトホフとラーバントとの思惑の疎隔をも指摘する。そして法学部とアルトホフとの抗争の側杖を食ったヴェーバーの立ち位置を再確認し、ラーバント招聘工作の挫折がもつ意味をとらえようとするものである。

II アーロンス問題とラーバント招聘問題

アーロンス追放の圧力とベルリン大学の抵抗

ラーバント招聘工作は、大学におけるアルトホフの専断権を確立しようとする企てであり、またすでに解明したように、直接には、物理学の私講師レーオ・アーロンスの追放を意図したものである（野崎敏郎 2021-22 (3): 21-26 頁）。アーロンスが1890年にシュトラースブルクからベルリンに転じて、ベルリン大学哲学部で教授資格再取得を果たしてからほどなく、プロイセン文部省は、彼が学外において社会民主党の集会に参加し、そこにおいて公然と演説していることを知り、また彼が社会民主党に入党したという信頼できる情報を得た（Andernach 1972: 119）。そこでプロイセン政府は、彼を大学から排除する術を探る。しかしアーロンスは、その専門分野において「卓越した若手学者」であり、その人格は、彼を知るすべての人々によって「非の打ち所がない (tadellos)」と評されていることが、任用している哲学部によって報告されている。しかも彼は、学内においては政治活動をおこなっておらず、学生にたいして政治的扇動的な働きかけをいっさい企てていなかった（Arons 1900: 17）。それにもかかわらず、プロイセン政府は、彼の存在を、なんとかして大学から排除しようとしており、そのための口実と、排除を正当化する根拠とを必要としていた。ところが、そもそも私講師は官吏でなく、あくまでも、自律的自治団体である大学の学部によって任用されている存在であって、政府による任免とはいっさい無関係である。そこでアルトホフは、官吏でない私講師を官吏規則に準じて罷免するという——法理に反する——企てを正当化するための方策を、ラーバントに案出させようとした。しかし、ラーバント招聘には、ベルリン大学教授陣の抵抗が予想されるから、重立った教授たちを懐柔する必要があり、そのためにはかなりの時間を要するので、ラーバント招聘を大学側に認めさせるための時間稼ぎもまた必要である。そこでアルトホフは、ベルリン大学法学部で当面必要とする商法関連科目をはじめとする科目群を、多方面の教育能力を有するヴェーバーに担当させておき、そのあいだに、ラーバントを商法担当正教授として招聘する算段と法学部教授陣の懐柔とをすすめていくのである。

後述するように、アルトホフがラーバントの招聘条件をひとまず確定させ、それによって《用済み》となったヴェーバーの割愛を承認し、その旨をバーデン法務・文部省に通告した後、文相ボッセは、ベルリン大学哲学部にたいして、アーロンスの政治活動について尋問するとともに、彼の私講師資格を剥奪するよう圧力をかける (Huber 1969/94: 953)。ここに、それまで潜伏していたアーロンス問題が顕在化し、事件と化した。法理を欠くこの企てを強要された哲学部の教員たちは、驚愕するとともに、アルトホフとボッセによる荒唐無稽な要求にたいして、さまざまなかたちで異議を申し立てる。

早い時期の申し立ての例として、エドゥアルト・ツェラー、テオドール・モムゼン、ヘルマン・フォン・ヘルムホルツ、アドルフ・ヴァーグナー、ヴィルヘルム・ディルタイ、グスタフ・シュモラーの6名が連名でボッセに提出した意見書 (1894年6月10日付、代表者はヴァーグナーとシュモラー) をみよう。そこでは、次の二つの問題が考察されている。

第一に、大学教員の精神的自由はどの程度許容されるかという問題について、大学は国立の機関であるが、古くからの自律的自治団体として自治権を確保しているという良き側面があり、他の通例の官僚集団とはまったく異なる自由を許容されている。大学教員には、その時々支配層の潮流にたいして批判し論難する立場をとる自由がなくてはならない。この自由は、国家官吏でない私講師のみにとどまるものではなく、むしろ国家官吏たる者にこそ一層求められる。

第二に、社会民主主義運動の目下の危険性について、過大評価がなされるべきではない。堅固な政府も軍も信頼できる官僚集団もない国なら社会民主主義革命が懸念もされようが、帝政ドイツもプロイセンもそうではない。また、アナキストと社会民主主義者とは区別されなくてはならない。後者の指導者たちは、革命よりも現実的な改革のほうを選ぶことを余儀なくされており、すでに古い革命的信念を放棄し、現行法の基礎に立った方向にみずからを適合させている。そして政府は、既存の国家・社会秩序の埋葬をもたらす企てだった社会主義者鎮圧法 (1878年制定) を廃止した。ともすればラディカル志向をしめす若い世代を、ドイツ政府が先頭に立ってすすめてきた社会政策的大改革の方向へと導くことが重要である。社会民主主義の最終目標は、労働者階級による独裁と、土地および資本の私的所有の廃棄とであるが、一般の党員や支持者たちにとって、これは非現実的な目標であり、個々の狂信的教条主義的人士が、この教義をもって無教養な大衆を誤導するという意味しかなく、むしろ個々の問題に即した改良への現実的提案が優勢である。

この意見書では、大学教員と社会民主主義にかんするこうした状況認識が開陳されたあと、「今日の立法状況に鑑み、また今日の社会民主主義勢力の諸動向に鑑み、政治活動以外の点では害のない私講師個人にたいして過剰な処分が指示されることはほとんどありえないと思われる」と結論づけられている (GStAPK/VI/HA/Nl Althoff/165: 6-9)。

ラーバントをベルリンに招聘しようとする企ては、社会主義者鎮圧法が1890年に廃止され

後の時期に、社会主義者弾圧のための新たな方策を探っていたプロイセン政府の意向にもとづき、この意向に沿う法的措置を案出しようとする者をベルリン大学に招き、大学教授団の自治と法学界とに揺さぶりをかけようとするアルトホフの果敢な挑戦であった。アルトホフは、すでに数多の正教授人事において、プロイセン各大学の各学部から推薦された教授候補リストを顧みず、強圧的に支配している（diktatorisch regieren）のだが（Ellwein 1992/97: 188）、さらに、その支配を私講師の任免にまで押しひろげようとしたのである。これにたいして、この企てを察知したベルリン大学の教授たちは、アーロンスが所属している哲学部と、ラーバントが招聘されようとしている法学部を中心として、アーロンス追放の阻止およびアーロンス法制定の阻止、またラーバントのベルリン招聘の阻止のために旺盛な運動を全学的に展開する。

本稿で以下に展開する事態の推移を点検すると、おそらく、アルトホフにとって、これほど強固な反対がベルリン大学全体から沸きおこることは予想外だったと思われる。また、このときのアルトホフとラーバントとベルリン大学教授陣との緊張関係を考証するさいには、次にしめす二つのコネクションを考慮に入れる必要がある。

シュトラスブルク・コネクションとベルリン・コネクション

1861年に司法官試補に任命されたアルトホフは、司法畑でキャリアを積むが、やがて大学教員を目指すようになり、1871年にシュトラスブルクに転居し、翌年秋からシュトラスブルク大学で教鞭を執ることになる。それを承認する1872年6月6日の会議には、ラーバントを含む6名が出席しており、全会一致でアルトホフを推薦している（Sachse 1928: 7-19）。これ以後、1882年秋まで、彼とラーバントはシュトラスブルク大学の同僚であった。

1872年6月6日の会議にはハインリヒ・ブルンナーも出席していた（ebd.: 19）。ブルンナーもまた——わずかな期間ではあるが——アルトホフの同僚であった。さらに、同じ年にはシュモラーがハッレ大学からシュトラスブルクに転じており、1872年に、ラーバント、ブルンナー、シュモラー、アルトホフの4名が、シュトラスブルク大学法学・国家学部集ったのである。そしてこのシュトラスブルク・コネクションは、その後、ラーバント＝アルトホフと、シュモラー＝ブルンナーとの対立関係へと再編される。

ブルンナーは1873年にベルリン大学法学部に転じ、シュモラーは1882年4月にベルリン大学哲学部に転じ、同年10月にはアルトホフがプロイセン文部省に転任する。この3名は、今度ではベルリンで関係をもつようになる。周知のように、シュモラーは、自分の——またクナップやブレンターノやコンラート他の——門下生たちを、アルトホフの力を頼って各地の大学に送りこんでいく。しかし、アルトホフがプロイセン各地の大学教員たちにさまざまな縛りをかけ、さらに大学内部の諸事項に容喙しようとするにかんしては、シュモラーとブルンナーは非妥協的に反対したのであって、ともすれば見逃されがちなこの対立の事実を押さえておく必要がある。そのもっとも鋭い対立事例のひとつが、ここで扱うラーバント招聘問題である。

Ⅲ ラーバントの処遇問題 (1883年11月～1894年3月)

ゴルトシュミットとラーバントの意向

ラーバントのベルリン招聘は、商法担当正教授ゴルトシュミットの後任として企てられているから、まず、病に倒れたゴルトシュミットが復帰する可能性があるか否かが問題である。本誌前号で明示したように、ゴルトシュミットは、1893/94年冬学期に開講予告しており、教壇に復帰しようとしていたが、病状が重く、断念せざるをえず、その旨を、1893年10月14日アルトホフ宛書簡(口述筆記)において表明した(野崎敏郎 2023 (2): 44頁)。すでに1892年5月頃にラーバント招聘の意向を固めていた⁽²⁾アルトホフは、この1893年10月に、ゴルトシュミットの正教授退任を確実視し、プロイセン文相ボッセと計らって、ゴルトシュミットの後任としてラーバントを招聘することを本格的に画策する。

一方ラーバントは、かねてよりシュトラースブルク大学からの離脱を考えており、とくに、1883年11月17日付アルトホフ宛書簡のなかで次のように述べていた(GStAPK/VI/Nl Althoff/817: 17b)。

閣下をご存知のように、小職は当地においてなにもものにも拘束されておらず、また、古くからのドイツの地に立地する大きな大学に復帰したいという願望が、当地において多くの出来事によって惹起され、あるいは誘発されています⁽³⁾。

しかしその後、彼が満足しうる移籍のチャンスはなかなか巡ってきおらず、ようやくこの十年後に、ベルリン大学法学部への移籍が具体化しはじめた。1893年10月に、ゴルトシュミットの教壇復帰断念を受けて、アルトホフは、ただちにラーバントに連絡し、この商法教授の後任としてベルリン大学に赴任するよう要請したことは確実である。ただ、1893年10月から翌年春にかけて、アルトホフとラーバントとのあいだで交わされたはずのやりとりの記録は遺されておらず、われわれが読むことができるのは、ラーバントの1894年3月30日付アルトホフ宛書簡からであるが、第一次史料として遺されていない事項も、ラーバントの回想録によって補うことができる。

ヴェーバーによる代講とラーバントの招聘条件検討

本誌前号で明らかにしたように、ゴルトシュミットが教壇復帰を断念した1893年10月14日以降、まず、すでにフライブルク赴任が決定していたヴェーバーにたいして、その赴任時期を半年遅らせ、ベルリン大学法学部員内准教授に就任し、1893/94年冬学期の一学期だけ、ゴルトシュミットが開講予告していた商法関連科目(の一部)を担当するよう、ボッセと法学部が要請する。これを受諾したヴェーバーは、ゴルトシュミットの代わりに手形法講義と商法演

習を担当する（野崎敏郎 2023 (2): 45 頁）。

こうして時間稼ぎをしているあいだに、アルトホフは、1894 年の復活祭休暇中にベルリンに来ていたラーバントと、二つの案件について協議する。ひとつは、もちろんベルリン大学法学部への招聘条件の摺り合わせである。それとともに、もうひとつ、その当時上級行政裁判所判事を兼任していたグナイストの健康状態が悪化し、裁判所の業務に支障が出ていたので、その後任として、ラーバントが判事の任務を兼任することも求められた。そしてこのとき、アルトホフとラーバントとのあいだに思惑の疎隔が生じている。これについてはすでに略述したが（野崎敏郎 2021-22 (2): 45 頁）、そこでは、事実関係の整理が十分ではなかった。そこで、あらためてくわしく考証するため、まずラーバントの回想録から、1894 年 3 月のベルリンにおける出来事の記述を訳出する（Laband 1980: 96f.）。

1894 年の復活祭休暇中、ベルリンに滞在していたとき、アルトホフから報せがあり、プロイセン上級行政裁判所の長官であるベルジウスからの委託で、グナイストの後任として、この最高裁判機関の一員に加わる意向があるか否か、またあるとしたらどのような条件でかという問い合わせが来たとのことであった。グナイストは高齢で弱っており、会議中に眠りこんでいて、もはやどのような所見も判決文も作成できないという。ベルジウスは、この裁判所に学術的な人材を欲しがっており、さしあたりグナイストと並んで〔業務に当たり〕、その後まもなく予想される彼の退任にさいして、彼の職務代行者とするとのことであった。私は、以前、長年にわたって、帝国最高裁判所の同様の職に就くことを断ってきており、もしこれを受けていれば、たぶんもうどこかの部の長となっているだろうから、〔いまさら〕審議官として裁判所に加わるつもりはないとアルトホフに説明した。グナイストは、主たる官庁〔＝ベルリン大学〕において大学正教授であり、兼職として上級行政裁判所のメンバーである。そうすると私も同様のかたちで彼の地位を引きつぐことになる。まったく同様のかたちではもちろん無理だ。なぜなら、法改正の結果、上級行政裁判所の判事は常時主たる官庁に勤務しなくてはならなくなったからだ。しかしアルトホフは、この懸念に返答し、私が、裁判所を主たる官庁として職位を引きつぎ、兼職として大学の嘱託教授に任命されるという案をしめた。こういうやりかたで同僚を迎えることを学部が望むだろうか、またこれにたいして学部が異議を申したて、面倒を引きおこしはしないだろうかという私の懸念にたいして、彼は、学部にはなんら打診する必要がなく、上級行政裁判所長官からの委託で、文部大臣が私をとにかく任命できると言った。しかし私は、すくなくとも、学部の意向に反して、彼らに厄介者扱いされることがないように望むと言明した。アルトホフは、私を、私のベルリン滞在について知らされていたベルジウス長官との立ち入った協議に連れて行かざるをえなかった。長官は、私が裁判所の職に就くという彼のたつての願望を私に表明し、私が同時に大学で講義活動をおこなうことを了承したと言明し、職務の可能なかぎりの軽減や十分な休

暇等々の一切を私に約束した。

アルトホフとペルジウスとの協議を終えたラーバントは、1894年3月30日付で、アルトホフに宛てて次のように書いている (GStAPK/VI/Nl Althoff/817: 21)。

一昨日、閣下を訪問すればよかったです、機会を逸し、小職のために閣下を煩わせたのが無駄になったことは、誠に残念でした。小職は、明日1時にペルジウス閣下を表敬訪問し、そのあとアルトホフ閣下のオフィスに参上し、ご報告いたします。じつにさまざまなたちで閣下から小職に賜りましたご厚情にたいしまして、心からの感謝を申し上げます。

「一昨日」つまり3月28日には、なにかの理由で都合がつかなかったため、ラーバントは「明日」つまり3月31日にペルジウスとアルトホフを訪問するつもりなのだが、それは「表敬訪問 (Aufwartung)」にすぎないことから、すでに28日より前 (27日以前) に、ベルリン招聘条件について三者間で合意が形成されたことがわかる。したがってアルトホフは、ラーバントのベルリン招聘条件が確定した後、3月27・28日頃までには、ヴェーバー割愛を承認する旨を伝える書簡を、バーデン法務・文部省のルートヴィヒ・アルンスベルガーに送付したと推定できる。当時の良好な郵便事情を考えると、遅くとも3月30日 (その週の金曜日) までにはこの書簡がカールスルーエに届けられたはずで、これを確認したヴィルヘルム・ノック (バーデンの文部行政担当大臣) が、ポーゼンに滞在しているヴェーバーに宛てて、ただちに正式な招聘状を送付したとすると、その招聘状が4月3日 (翌週の火曜日) にヴェーバーの許に到着したことは、時期的に完全に整合的である (MWGII/2: 521, 523)。このことから——すでに本誌連載中にくりかえし注意を促しておいたように——、ラーバントのベルリン招聘問題とヴェーバーの処遇問題とが連動していること——後者が前者の付随事項であること——はまったく明らかである。

このように、前年秋からこの年の復活祭休暇まで、アルトホフがラーバントの招聘条件の確定に手こずったため、ヴェーバーのフライブルク赴任はさらに半年遅れることになった。というのは、ベルリン大学の1894年夏学期は4月16日 (月) に開講する予定で、その週には、ヴェーバーが担当する予定のドイツ法制史講義・商法講義・商法演習等の6科目も開始されるから (VVB 1894: 1, 4)、もしもヴェーバーがそれを放擲してフライブルクに去ってしまうと、ベルリン大学法学部としては、彼が担当するはずだった科目群の代講を手配することがきわめて困難になるからである。そこで彼は、この夏学期には、すでに開講予告した科目をベルリンで遂行することに決め、アルトホフにたいして、「場合によっては来る秋 [= 1894/95年冬学期] に小職がこの招聘を受諾することをご許可賜りますようお願い申し上げます」と要求している (MWGII/2: 521)。前年秋にゴルトシュミットの代講を引きうけたときも、またこの4月にお

いても、ヴェーバーは学部教授団の利益と学生の利益とを優先的に考慮しており、このことは、大学人ヴェーバーとはどのような人物であるのかを評価するさいにきわめて重要である。

Ⅳ ラーバント招聘工作と法学部の抵抗（1894年4月～1895年2月）

アルトホフの走狗に擬せられたラーバント

従来、ヴェーバーのフライブルク移籍問題を考察した人々は、1894年4月3日にバーデン政府の正式な招聘状が届けられ、翌4日にアルトホフがヴェーバー宛書簡においてこの割愛人事を認めたところまでで考証を終えていた。しかし、ヴェーバーの処遇問題はラーバントの招聘問題の付随事項であり、ラーバント招聘をめぐる抗争は、翌5月から本格的に激化する。これを追っていくと、いったいヴェーバーがどのような問題群に巻き込まれていたのかが判明する。また、これをさらに追っていったときにはじめて、ラーバント問題とヴェーバー問題とがドイツ大学史においてどのような意味を有していたのかを理解できる。そこで以下において、ラーバントとアルトホフとのあいだのやりとりを追い、またベルリン大学法学部とプロイセン文部省とのあいだで繰り返ひろげられた生々しい駆け引きをしめす文書類を点検し、ラーバント問題をめぐる激しい攻防の実相をみていこう。

1894年3月末にラーバントの招聘条件がひとまず固まり、またヴェーバーの転出が確定すると、アルトホフとボッセは、さっそく次の段階へと足を踏み出す。4月17日付省内文書によると、アーロンスを起訴するためにどうしても必要な証拠資料がすでに相当数集められており（Fricke 1960: 1085）、これにもとづいて、5月5日に、ボッセは、ベルリン大学哲学部にたいして、アーロンスの政治活動について尋問することと、彼の私講師資格を剥奪する方策を案出することとを要求する（野崎敏郎 2021-22（3）: 22-23頁）。ここにアーロンス問題が表面化し、事件化した。アルトホフとボッセは、哲学部の動向をみながら、同年秋に着任する予定のラーバントに、アーロンス追放への道筋をつけさせることを考えているのであり、ラーバントは、アルトホフの走狗として期待されている。

しかし、1894年6月24日付アルトホフ宛書簡において、ラーバントは次のように書いている（GStAPK/VI/Nl Althoff/817: 23）。

小職のベルリン招聘が妨害に直面していて、それがさしあたりたぶん重大な困難をもたらすとしても、閣下がこの案件に着手し、それを急いですすめてこられた友好的で好意的な流儀にたいしまして、それでもやはり小職は心より感謝いたしており、このことをきっぱりと表明する必要に駆られます。

この書簡に先立つ時期に、アルトホフからベルリン大学の陰悪な状況が伝えられたと思われ、

これは、それにたいする返書である。それからやや日を置いて、7月17日付で、休暇中のアルトホフは次のように書いている (ebd.: 24a)。

小職がすこしのあいだ〔仕事から〕離れようと願いでようと思っていたちょうどそのとき、約二週間前に、ベルリン大学法学部の報告⁽⁴⁾が届けられました。これについて思いだしてみますと、ゴルトシュミットの流儀に則る商法の正真正銘の専門家はみつかっておらず、ベルリンにおいて、商法〔関連科目群〕は、当面、とくにハンブルクの弁護士ブルヒャルト⁽⁵⁾が商法を専門として教授資格を取得することによって、十分代講されるとのことであり、法学部は、かかる状況下で恭順の義務をしめし、なおしばらくの間、ゴルトシュミットの健康状態が回復しないかどうか待機しています。この報告中で、国法・行政法・国際法の代表者の補充人事のため、問題は移行しつつあります。〔以下略〕

後述するように、法学部は、ブルヒャルトの力を借りて、当面する商法関連科目群の運営を乗りきるつもりだが、ゴルトシュミットの復帰の可能性も顧慮しながら、必要に迫られれば、国法・行政法・国際法の正教授を招聘することを認めようともしているというのが、アルトホフによる《敵状視察》の見立てである。

これにたいして、ラーバントは7月19日付で以下の返書を書いている (ebd.: 26a-b)。

小職のベルリン招聘がなおもけっして断念されていないこと、また閣下がこの件にいまも変わらず意欲的であることを確言なさった閣下の書簡を読み、小職は大きな喜びに満たされました。しかし小職にとりまして、ベルリン大学法学部教授団の賛同をもって招聘されるのか、あるいは彼らの意思に逆らって彼らに押しつけられるのかは、もちろんたいへん大きな違いをなすものです。小職が得た情報によるかぎり、この件にかんして、招聘案と議決にさいしての学部教授団の動向から、また小職が閣下の好意的な通知から知っているかぎりにおいて、学部教授団から貴省に宛てた報告から、小職はこの件を明確に判定しうる立場にありません。学部教授団多数派は、あたかも、ただもうグナイストに気兼ねして、国法学教員の招聘が〔たんに〕望ましい〔にすぎない〕のか、それとも必要不可欠なのかを、また彼らがこの件にかんする責任を政府のみに委ねようとしていることを、率直に言おうとしないかのような印象があります。〔以下略〕

ここにはラーバントの苛立ちが生々しく表出されている。彼は、アルトホフによって、自分が「彼らの意思に逆らって彼らに押しつけられる (ihr gegen ihren Willen octroyirt werde)」のではないかと懸念し、それを極度に嫌っている。彼は、教授招聘にさいしてアルトホフがつねに用いる強引な手法をもちろんよく知っており、それによって自分が四面楚歌のベルリン大

法学部で孤立する羽目に陥ることを、なんとかして避けようとしているのである。ラーバントのこの狼狽ぶりは、アルトホフの《持ち駒》として利用されることによって生じる重大なりスクの所在を、じつによく後世のわれわれに伝えてくれる。アルトホフに見込まれることは、じつは、見込まれた本人にとってひどく迷惑なのである。

この記述から、「ただもうグナイストに気兼ねしている（lediglich aus Rücksicht auf Gneist）」法学部教授団多数派の腰抜けぶりを、アルトホフが痛烈に戯画化して書きおक्तたこともわかる。そして重要なのは、アルトホフによるこうした《傾向的》な評言にたいして、ラーバントが懐疑的に対応していることである。この多数派のなかには、ラーバントの長年にわたる論敵ギールケも含まれており、彼らが、けっしてグナイストの言いなりになっているだけの没主体的存在ではないことを、ラーバントはよく知っている。むしろ、このしたたかな多数派の強硬な反対姿勢をあまりにも軽くみようとしているアルトホフにたいして、ラーバントは不信感を募らせている。ここに、ベルリン大学招聘という一点において利害が一致しているアルトホフ＝ラーバント同盟の危うさを見ることができるといえる。実際、この同盟はやがてあっけなく瓦解する。

ラーバントは、この返書の末尾で、9月にアルトホフとの協議のために都合をつけるつもりであること、また自分の意向としては、ハイデルベルク大学への移籍であっても好ましいけれども、「もしも閣下のご意向に叶うのであれば、ベルリンに赴任することが小職の最高の喜びとするところでございます」と表明している（ebd.: 27a）。これを受けとったアルトホフは、この書簡の写しの余白に、エックに宛てて、「先生の内密のご高閲をお願いいたします。また、ついでのとときにご相談にに応じていただきたく存じます」と書いている（ebd.: 28）。つまり、アルトホフは、ラーバントのこの意向表明をエックに知らせ、法学部多数派の切り崩しのための裏工作をすすめるようとしているのである。

1894年秋の確認事項と招聘の失敗

ラーバントに宛てて、必要な協議の日程についてアルトホフが問いあわせたのは9月3日のことで、これにたいしてラーバントは、9月20日付で、ベルリンかどこかの場所を指定し、日程を決めてもらえば、自分は指定された場所に参上すると回答する（ebd.: 31a）。ところがアルトホフは、「いまはまだ新たな提案をなすことのできる状況にありません」と留保し、「当地〔＝ベルリン〕において情勢はあまりにも纏れていて厄介でしたので、まずもってさらに事を明確に整理することを確約しなくてはなりません（die Verhältnisse hätten sich hier so sehr verwickelt, daß ich zuerst noch Klarheit zu schaffen versicher[n] müsse）」と述べたうえで、「追って新たな報告を差しあげます」と告げている（ebd.: 31b）。9月中にベルリンでラーバントと再協議し、招聘条件を提示しなすという予定が、アルトホフ側の都合で先延ばしになったことが明らかである。エックとともに探っていたベルリン大学法学部側の情勢が、それ

まで観測していたよりもはるかに自分にとって不利であることを知ったアルトホフは、再度なにがどうなっているのかを確認・整理してからでないと、ラーバントとの再協議に臨むことができないと判断したのである。

この書簡中で予告されていた「新たな報告」をアルトホフがラーバントに送付し、それが到着したのは10月11日のことで、二人の協議日は10月16日で確定する (ebd.: 32)。その協議がおこなわれた翌日 (10月17日)、ラーバントは、前日の確認事項を整理してアルトホフに送付する (ebd.: 34a-b)。

閣下のご所望にもとづき、小職は、昨日の協議結果につきまして、以下のようにまとめます。

第一 小職がベルリン大学に招聘される場合、ドイツ帝国国法講義、プロイセン王国国法講義、およびこの二者の領域にかんするゼミナール演習をとくに優先して義務づけることとする。副次的科目として、商法講義を考慮に入れることとする。これにたいして、小職は、他の授業科目領域⁶⁾の責任を負わない。

第二 正教授の職位と兼任で、帝国司法官庁におけるひとつの協議活動または他の最上級帝国官庁のひとつにおけるひとつの協議活動を引きうける用意があるものとする。

第三 現在法学部内に存在する個人間の諸情勢に鑑みて、国法担当の教授として小職を即時に⁷⁾任命することにかんする懸念に直面しているので、目下小職が見込んでいる商法典改定のための準備作業への参加の機会を設け、その結果、まず小職がシュトラースブルク大学で休暇を取得し、そのあと小職に、最終的に割りあてようとする⁸⁾ベルリンの職位を継がせるという手順で、シュトラースブルクからベルリンへの移籍を取りはからうことが合理的と考えられる。

第四 これによって、ベルリン大学法学部の現在の情勢に起因する障害が取りのぞかれ、商法典改定を考慮しなくとも小職の招聘が可能になるということもありうる。

ここから、エックからの情勢報告に即して、アルトホフが法学部多数派の切り崩しのために周到な計画を練っていることが判明する。ラーバントが、商法典改定のためにシュトラースブルク大学を休職し、いつでも移籍できるよう待機することによって、法学部内における工作が奏功して多数派 (ラーバント招聘反対派) の足並みが乱れれば、すかさず移籍を強行するという——さながらクーデターを想起させる——計画が立てられていたのである。

ラーバントの回想録には、この間の動向が次のように記されている (Laband 1980: 97)。

アルトホフは、この案件を夏中に片づけるつもりだったが、この案件の形勢にかんするどの通知も、もっともな口実で、事態を先送りにするものだった。ようやく10月になって、

彼は私との協議の日程を決めた。私には、上級行政裁判所審議官と教授との二重勤務に懸念があり、どちらの職責も十分に果たすことができないことを恐れていたので、またゴルトシュミットの病状が重いため、もう自分の講義を遂行できず、彼は、私を自分の後任に任命するという嘆願を表明したので、アルトホフは、私を国法学および商法の正教授に任命し、上級行政裁判所の職位にともなう負担を免除すると私に明言し、私の招聘条件一切を取りきめた。

ラーバントは、学生時代にゴルトシュミットと知りあっており、1861年にハイデルベルク大学で教授資格を取得することに決めたのは、ゴルトシュミットの強い勧めによるものであった（ebd.: 47）。ハイデルベルク大学時代の彼は、ゴルトシュミット夫妻と強い友情で結ばれていた（ebd.: 51）。1864年にケーニヒスベルクに移った彼は、その後も、ゴルトシュミットの依頼で、『総合商法・経済法雑誌（Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht）』の共同編集者に就任しており（ebd.: 59）、二人は生涯にわたって緊密な協力関係にあった⁹⁾。

前年10月に、ゴルトシュミットは、ヴェーバーが継続的にベルリン大学に勤務して商法領域の教育活動することを希望したが（野崎敏郎 2023（2）: 44頁）、2学期にわたってその任に当たったヴェーバーは、すでにフライブルクへと去った。そこでゴルトシュミットは、自分の後任にラーバントを推したのである。これは、アルトホフとボッセにとって、またとない機会であると考えられた。そこですかさず——ラーバントが商法典改定のためにシュトラースブルク大学を休職するのを待たず——、ボッセはラーバントに正式の招聘状を送付する。アルトホフとラーバントとの協議がなされたわずか4日後の1894年10月20日付で書かれた招聘状は、ラーバントの回想録に引用されており（Laband 1980: 97）、同一の文面の書類（控）はプロイセン文部省側にも保存されている（GStAPK/VI/Nl Althoff/817: 35）。

ところが、この招聘状送付は大失敗であった。1894年3月末の時点の合意事項は、あくまでも上級行政裁判所審議官が主たる官庁だとされたうえで、兼職として嘱託教授（固定俸のつく員内嘱託教授）に就任することであり、そのためアルトホフは、この件にかんして学部への打診は不要とみなしていたのだが¹⁰⁾、10月の合意事項は正教授への就任だから、学部への打診もその同意もなしにこれを強行するのは、いくらなんでも無謀である。アルトホフが、10月の合意後、ただちにボッセを急かして招聘状を出させたのは粗忽な手抜きであった。

この失態にたいして、当然にも、ベルリン大学の教授陣は激しい非難を浴びせており、その様子はラーバント自身が記録している（Laband 1980: 98）。

これ〔＝ボッセからの招聘状送付〕によって私のベルリン招聘は確定したようにみえた。しかし、あくまでもそうみえたにすぎない。喜劇的な奸計が始まり、それはこの招聘を潰してしまった。明らかに、アルトホフは、〔法〕学部教授陣のなかに、私の招聘にたいする抵抗が生じたのを認めた。他の多くの講義と並んで商法にかんするいくつかの講義をも担当し

ているコーラー、同様に〔商法関連講義を担当している〕ゲルマニストのブルンナーとギールケ、そしていうまでもなくグナリストもまた、私を〔聴講生を奪いあう〕競争相手とすることを望まなかったし、シュモラーもまた、私に反対する扇動活動をおこなっており、〔法学部でなく哲学部に所属しているシュモラーのこの行動が〕どういう理由からなのかは、私にはわからない。

コーラー、ブルンナー、ギールケ、グナリストによる反対を、ラーバントが、国法学・商法関連講義の聴講生を5人で奪いあうことになるからという理由のみから説明しているのは皮相に過ぎる。また、法学部に所属していないシュモラーが、部外者なのになぜ反対するのかわからないとラーバントが述べているのをその通りに受けとるならば、この当時のベルリン大学の紛糾の真相について、後年にいたるまでラーバントがまったく知らなかったことになる。シュモラーは、この当時、アロンズ問題への対処に大きな力を割いており、もちろん彼は、アロンズ追放のためにアルトホフが差しむけようとする走狗がラーバントであることをすでに見抜いているからこそ、そのベルリン招聘に反対しているのだが、当のラーバント自身は、自分がどのような役割を期待されているのかを聞かされていなかったのであろうか。

この事態に直面したラーバントは、動揺し、逡巡する。また当時闘病中のグナリストの死期が近いと見込まれることから、もしも自分のベルリン着任の前後にグナリストが亡くなると、自分の招聘に激昂したことがグナリストの死を早めたようにとられる虞があると思案し、事を急がないことに決める (ebd.)。

カール招聘とラーバントの処遇

ところが翌年、ラーバントは新たな事態に遭遇する (ebd.: 98f.)。

実際に、私はむなしく自分の任命を待ち、1895年2月に、ボン大学のカール教授がベルリン招聘を受諾したことを知った。アルトホフは、一種の詫び状を私に書きおくり、そのなかで、カールの招聘によって貴殿の任命を諦めたのではなく、ただ延期しただけであって、意図的な虚構 (eine bewußte Unwahrheit) がつくられたと述べた。私と親交を結んだベルリン大学教授エックが知らせてきたところによると、カールはボンで刑法講義を担当しており、刑法担当教員の強化が、ベルリン大学法学部の〔当面緊急の〕需要だったという理由から、私よりも彼の招聘時期が早まったとのことだ。もちろんこのことは、私も招聘されることをなんら妨げるものではなかったはずなのだが。アルトホフと彼の手法にとって、彼の振る舞いは一種独特のものがあつた、この案件において決定力を有していたベルリン大学法学部のメンバーたちにたいして引けをとるものではない。

この箇所の最後近くにある「彼の振る舞い」の「彼」は、おそらくエックを指している。ベルリン大学法学部多数派教授陣に対抗してラーバント支持の態度をとったエックを、ラーバントは高く評価しているのであろう。

1895年1月29日付ボッセ指示書の問題性

しかし、ラーバントの回想録中のこの記述には重大な疑義がある。というのは、アルトホフとエックがラーバントに伝えたという内容が、ベルリン大学側およびプロイセン政府側に遺されている¹第一次史料と合致しないからである。そこでこの問題を検討しなくてはならない。

1894年10月20日付のボッセからの招聘状にもかかわらず、ラーバントはいったん事態を静観する。一方、このとき焦って失敗したアルトホフとボッセは、ひきつづき法学部の意向を探りながら、なおもラーバント招聘に漕ぎつけようと試み、ボッセは、法学部にたいして、次の指示書（1895年1月29日付）を送り、打診する（UAB/Jur.Fak.01/02.04./0494: 87a）。

昨年6月26日付の貴学部の報告⁽¹¹⁾に関連して、小職は、法学部にたいして以下のように通知する。この^{かん}間に諸事情が生じたことからわかるように、とりわけ公法領域の方面における法学部の補充人事が望ましいと思料し、それゆえ、シュトラースブルクの博士ラーバント教授か、ボンの博士カール教授か、ケーニヒスベルクの博士ツォルン教授を当地へ招聘するつもりである。小職は、法学部にたいして、何卒この3名の候補者について鑑定意見表明をなすよう懇請するものである。

この指示書は、学部教授団の自治を空洞化しようとする奇怪な問題文書である。本来、正教授候補の3名推薦は学部教授団の権利であって、——かならずではないが——なるべくそのなかから政府が任命するというのが筋である。ところが、このように文相ボッセ自身が候補者を3名指定してしまうと、それは学部教授団のなすべきことをまるごと奪うことになる。プロイセンではこうした異常な手法が常態化していたのか、それともわれわれがここでみているケースだけの異常事態なのかはまだわからないが、筆者がこれまでみてきたプロイセンの古い人事例とバーデンの各種の人事例では、原則3名の教授候補を挙げる推薦書が学部側によって作成され、それが政府に提出されるという手順がきちんと踏まれている。このことから、アルトホフ体制下のプロイセンで、この推薦慣行が骨抜きにされていることだけはまちがいない。

ボッセがラーバント（第一位）に次いでヴィルヘルム・カール（Wilhelm Kahl, 1849-1932）とフィリップ・ツォルン（Philipp Zorn, 1850-1928）を列記しているのは、法学部がラーバント招聘を認める可能性が低いことから、²次善の策として、プロイセン政府側に協力してくれそうな——すくなくともその見込みのある——人物を二人並べたのだと考えられる。

法学部：ラーバントとツォルンを非妥協的に排撃

ボッセからの指示書を受けとった法学部長パウル・ヒンシウスは、1月31日にこの文書を学部正教授全員の回覧に付し (ebd.: 87b), 合議と投票の結果を2月7日付でボッセに報告し、カールのみを推薦する (GStAPK/I/76/Va/2/IV/45/5: 191f.)。この推薦書では、公法領域にかんして、カールのこれまでの教育活動が国法・行政法・刑法・刑事訴訟の広範囲にわたっており、これらの諸領域のうち、「弊学部の現状に鑑みて、とりわけ行政法領域のために、同人 [=カール] による人員補充が望ましいと思われまゝ」と期待される。そして、これにつづけてしめされるラーバントとツォルンの人物評価はたいへん厳しいものである。以下に訳出する。

弊学部は、博士ラーバント教授の学術的意義および博士ツォルン教授の能力を非常に低く評価しており (so wenig anerkennt), そのため、学部の圧倒的多数——前者 [=ラーバント] 支持は2票のみ、後者 [=ツォルン] 支持は1票のみでした——は、まさに上述の諸領域 [=国法・行政法・刑法・刑事訴訟] を総合的にみて、とくに若手の人材⁽¹²⁾を登用するよりも、カール教授が、学部の現在の需要をもっとも多岐にわたってもっともよく満たしてくれるという見込みに賛同しております。一方、候補に挙げられた他の2名 [=ラーバントとツォルン] のうちのどちらかを招聘することによっては、ただたんに、国法領域のなかの一領域の補充がもたらされうるのみということになります。といいますのは、2名のうちのどちらも、これまでの教育活動を行政法そのものの領域にまで拡張してこなかったからです。

法学部の正教授10名 (休職中のゴルトシュミットを除く正教授全員) の署名を添えて提出されたこの推薦書は、ここにみるように、非妥協的にラーバントとツォルンを排撃している。このときの学部長はヒンシウスだが、おそらくラーバントかツォルンに票を投じたと思われる彼と、まずまちががなくラーバントに票を投じたエックと、もうひとりの計3名の少数派を完全に無視して、残り7名の多数派によってこの文書が作成されたことは明らかである。

筆者は、これまでかなりの数の各種推薦書を閲覧した経験を有するが、それらはどれも例外なく、第一位に推さない候補にたいしても、それなりの評価を与える穏健な論調で書かれていた。ところが、いまわれわれがみているこの推薦書にかぎっては、異例の激しさで、ラーバントの学術的意義 (die wissenschaftliche Bedeutung des Professors Dr. Laband) とツォルンの能力 (die Tüchtigkeit des Professors Dr. Zorn) をまるごと否定し、さらにつづけて、この2人が行政法の教育需要に対応していないことをとらえて、これでは十分な教員補充にならないとまで断じ、切って捨てている。こうして、法学部多数派教授陣は、〈あわよくばラーバントを、それが駄目ならせめてツォルンを〉と目論むアルトホフとボッセに取りつく鳥を与えなかったのである。この推薦書を受けとったボッセは、4月6日付で、カールの招聘を法学部に通知する (UAB/Jur.Fak.01/02.04./0494: 90)。

ヴィルヘルム 2 世の介入の問題

法学部が、ラーバントのみならずツォルンをも厳しく排撃したのは、ツォルンの志向性が、皇帝の親政の範囲を最大限に拡大しようとするものだからであろう。現にツォルンは——後述するように——この直後の時期に、皇帝の「憲法学的代弁者」として、皇帝の親政の正当化の任務を引きうけることになる（上山安敏 1977: 247-248 頁）。

ツォルンの手法は、現行法を拡大解釈して、皇帝の恣意的所見を最大限に実現することである。われわれがいま問題にしている人事案件が、アーロンズ追放のための布石であることに鑑みると、ツォルンにたいするアルトホフとボッセの期待の理由が、またそれにたいする法学部の拒否の理由がみえてくる。というのは、後述するリッペ侯位継承紛争と同様、アーロンズ事件にも、ヴィルヘルム 2 世の恣意的介入が絡んでいるからである。

1894 年 7 月 31 日付『ミュンヘン一般新聞』は、ベルリンのビール・ボイコット運動について報じたなかで、次のような噂話を伝えている⁽¹³⁾。

いまベルリンで噂されていることだが、銀行家ブライヒレーダーの娘婿である私講師アーロンズ博士が、社会民主党の金庫に30 万マルクを寄付したので、おそらくボイコット指導部は、勇気づけられているのみならず、まったく新しい種類の作用が与えられたことによって、思いがけず彼らの努力が実を結ぶ可能性が与えられるのではなかろうか。

きわめて《傾向的》な記事であり、あくまでも噂としながらも、こうした不確かな情報を流すこと自体が、なんらかの効果を狙った所業であることは明らかである。そして 8 月 24 日付および 10 月 17 日付の政府内文書によると、この記事を読んだヴィルヘルム 2 世は、内務省と法務省にたいして、アーロンズにかんする報告書を提出するよう求めたという（Fricke 1960: 1086）。大手新聞が意味ありげに噂話を伝え、皇帝ないし皇帝側がそれにたいして神経を尖らせているという状況は、事を荒立てようとする何者かの意図の連鎖によって作りだされたものとみてよからう。当初アーロンズを比較的に無害な社会民主党員とみなしていたボッセは、このようにヴィルヘルム 2 世が介入し、反アーロンズの世論が高まるにつれ、哲学部にたいする断固たる対処の必要に迫られたと杉浦忠夫は解している（杉浦忠夫 1991 (1): 91 頁）。

現時点で確認しえた資料によって判定できるかぎりにおいては、官吏でない私講師を官吏として懲戒し、大学から追放するという無謀な企てを、アルトホフとボッセが率先して押しすすめたというよりも、ジャーナリズムの意図的誘導と、とりわけ 1897 年 10 月 8 日付電報によるヴィルヘルム 2 世の更なる露骨な介入によって必要に迫られた彼らが、法学界の一部を味方につけながら、なんとか乗りきろうと躍起になっていると考えられる（Sachse 1928: 215f.）。そしてそのために利用できそうな数少ない法学者が、ラーバントとツォルンだったのであろう。

アルトホフとエックによるラーバントへの虚偽情報提供

アルトホフとエックがラーバントに与えた説明とボッセ指示書等を照合し、また本誌前号で考証した1896年5月22日付のアルトホフ鑑定書とも照合すると、アルトホフとエックがラーバントに虚偽情報を吹きこんだことが判明する。その根拠（証拠資料）を、アルトホフとエックの双方の側から挙げよう。

ラーバントの回想録の記述によると、1895年2月に、アルトホフはラーバントに「一種の詫び状」を送り、そこにおいて、カールを先に招聘し、ラーバントの招聘を延期しただけであり、なにか自分がラーバント招聘を断念したかのような意図的な虚構が流されているのは遺憾だと説明したとのことである。ところが実際には、法学部がラーバントを拒否し、カールだけを推薦したことによって、ラーバント招聘の途はほぼ絶たれたのであり、もちろんアルトホフはそのことを十分承知している。それは、翌年5月にボッセに提出した鑑定書において、今日の状況下では、ラーバント招聘を「断念せざるをえない」とアルトホフ自身が署名つきで報告していることから明白である⁽¹⁴⁾(野崎敏郎 2023 (2): 56頁)。それにもかかわらず、アルトホフは、ラーバントにたいして、これは断念 (aufgeben) ではなく延期 (vertagen) だと強弁し、言い逃れを図ったのである。

このときアルトホフがラーバントに送った「一種の詫び状」の控えが現存するので、これを吟味しよう。1895年2月24日付で、アルトホフは、まずカール招聘について、その着任は本年10月だと伝え、つづけて次のように書いている (GStAPK/VI/NI Althoff/817: 36a-b)。

同人 [=カール] は、国法と教会法のほか、とくに行政法、刑法、そしてもしも望むことができるなら刑事訴訟について講義をおこないます。招聘交渉にさいして、小職は彼に、先生 [=ラーバント] を（行政法を除く）国法および商法の専門家として招聘する考えだと明確に伝えておりました、けっして諦めたのではなく、ただ、たとえばありうるケースとして、商法典改定のための委員会の委員に任命されてそのお仕事に専念なさるといったしかるべき時期まで延期しただけなのです。誤解を招かないように (Um Mißdeutungen vorzubeugen), 小職は、[ボッセ] 大臣の同意の下で、衷心より誠意を込めた本書状を先生の許にお届けするのが自分に課せられた義務だと考えます。

最後の箇所は、ラーバントが回想録中で述べた「意図的な虚構 (eine bewußte Unwahrheit)」とは含意が異なっており、アルトホフは、〈ラーバントが誤解しないようにこの書簡を書いた〉という文脈を立てている。これは明らかにラーバントの記憶違いである。

アルトホフは、この詫び状を送ったのみならず、ラーバントがベルリン滞在中に寄宿していた親戚ブレックの銀婚式に寄せて花束を献上し（ラーバントの同年4月3日付書簡, ebd.: 37), さらに、シュトラースブルクに戻ったラーバントに3枚の巨大で壮麗な絵画を贈ることまでし

ており、それは贈られたラーバントを当惑させるほどのものであった（同年5月23日付書簡, ebd.: 38a）。

一方、法学部正教授のひとりであるエックは、ヒンシウスから回覧に付されたボッセ文書を1895年1月31日に一読し、確認のために署名している（UAB/Jur.Fak.01/02.04./0494: 87b）。この文書中でボッセがカール以外に候補に挙げているラーバントもツォルンも、とりたてて刑法を専門とはしていない。また、本稿で紹介したアルトホフの1894年7月17日付ラーバント宛書簡において、国法・行政法・国際法の正教授招聘が議題となりそうだと記されており、しかもツォルンの専門領域のなかにこの三領域がすべて含まれている。だからこれは、あくまでも公法学一般の教員補充人事であり、主として国法・行政法・国際法に関連する人事であって、刑法に特化されたものではない。そのうえ、法学部からボッセへの推薦書では、行政法領域の補充がとくに重要だからカールを推薦すると明記されている。このことを、もちろんエックは知っている。

カール招聘を確認する4月6日付ボッセ通知においては、カールの担当科目として「国法・行政法・教会法・刑法」が挙げられており、たしかにカールは、1895/96年冬学期に刑法講義（Strafrecht, privatim, 週4回各1時間）を担当している。しかし、この学期に、彼以外に3名の教員が、同じ週4時間枠の同一科目を担当しているのであり⁽¹⁵⁾、この当時、刑法担当者の補充が、法学部にとってとくに緊要であったとは考えられない。エックは、こうしたことを重々知りながら、ラーバントに、なぜカールが招聘されて自分が招聘されなかったのかと問われて窮した挙げ句、これは刑法担当教員人事だったという言い逃れに走ったのである。

アルトホフによる《断念ではなく後回し》という虚言と、エックによる《刑法優先》という虚言とは相互に辻褄が合っていることから、この件にかんして、この二人が《共犯関係》にあり、口裏を合わせてラーバントに虚偽情報を流したことは明らかである。

リッペ侯位継承論争におけるカールとラーバントとの対立

カール招聘によって、ベルリン大学法学部が今後もラーバントを忌避しつづけることが明らかになり、ラーバントのチャンスは事実上潰えた。しかし、アルトホフは、わずかな可能性を模索し、すでにアルトホフに協力する姿勢をみせているエックとヒンシウスに加え、新任のカールにも、ラーバント招聘実現のための助力を求めたが、カールはこれを拒否した。そのことは、本誌前号において紹介したアルトホフの1896年5月22日付鑑定書に明示されている。そこにおいて、カールがラーバントを忌避したのは、リッペ侯位継承問題をめぐる論争におけるラーバントとカールとの論戦に理由があるとされている（野崎敏郎 2023 (2): 56頁）。

1895年2月にカールのベルリン招聘が確定した直後の3月20日に、リッペ＝デトモルト侯ヴォルデマル（Günther Friedrich Woldemar, 1824-1895）が亡くなる。侯位を継いだのはヴォルデマルの弟アレクサンダーだが、彼は精神病患者であるために禁治産宣告を受けており、摂政

が必要であった。ヴォルデマルは、生前の密約によって、シャウムブルク＝リップ家のアードルフ (Adolf zu Schaumburg-Lippe, 1859-1916) を後継者に指定しており、アレクサンダーの摂政権をめぐる、アードルフと、リップ＝ピースターフェルト家のエルンストとのあいだで紛争が生じる。長い紛糾の後、1904年に亡くなったエルンストから摂政を継承した息子レーオポルトが、翌年亡くなったアレクサンダーから侯位を継承することで決着をみる。

最終的に摂政権争いに敗れるアードルフは、1890年に、ヴィルヘルム2世の妹ヴィクトーリアと結婚しており、この義弟のために、ヴィルヘルム2世はこの紛争に執拗に介入している。そのため、リップ侯位継承紛争は、皇帝の統治権、帝国議会の権限、侯国政府の権限、侯国議会の権限をめぐる多くの問題を引きおこした⁽¹⁶⁾。

リップ侯位継承紛争にかんしては多くの法学者が見解を寄せており、それはリップ侯位継承論争を形成した。この論争は、すでにヴォルデマルが亡くなる前の時期に始まっており、そのなかで、リップ侯位継承にかんして、カールとラーバントとの対立が顕在化していた。

1892年8月に、カールは、大手新聞紙上に連載論説を寄せ、「リップ侯国における侯位継承」を論じている (Kahl 1892)⁽¹⁷⁾。これは、その前年に著されたラーバントの論著 (Laband 1891) にたいする反論を意図しており、またラーバントと同様にシャウムブルク＝リップ家側に立つボルンハークとツォルンにたいする批判をも内包している。種々の論点提示の後、カールは、帝国裁判所の裁定に依拠すべきことを強調し、リップ侯国民の支持を得たうえで、リップ＝ピースターフェルト家のエルンスト侯を推すべきだと結論づけている (Kahl 1892 (4): 2)。このように、カールは、重要事項を皇帝の恣意に委ねようとするラーバント (とツォルンら) の危険性を指摘し、法と秩序の維持・確保を重視し、帝国の責任ある機関と、当該邦国の政府・議会・民衆との合意形成をなすのが筋だと論じている。

その後、ヴォルデマルの死をきっかけとして、ラーバントとカールの論戦は再燃し、両者はあらためて持論を展開し、譲らなかった (Laband 1896, Kahl 1896)。

こうした立場の違いをみると、ラーバントとカールとツォルンを並べて学部の意向を探ったボッセにたいして、ベルリン大学法学部がカールのみを推した理由を理解できる。前記の鑑定書において、アルトホフは、リップ侯位継承にかんしてラーバントがカールを批判して熱弁を振ったやりかたがいささか耳障りであったことが、カールのラーバント招聘反対の理由であるかのように評しているが、これはあまりにも皮相な見解である。カールにとって——またカールを同僚として迎えたベルリン大学法学部多数派教授陣にとっても——、帝国の公的機関と侯国民衆の意向とを軽視し、皇帝の恣意的願望の実現のために法の許容範囲を拡大解釈しようとするラーバントとツォルンの姿勢は、帝国の拠って立つ基盤を掘りくずす結果を招きかねないと判定されるものであり、だから法学部多数派はラーバントとツォルンを忌避する姿勢を崩さなかったのである。アルトホフには——おそらくボッセにも——最後までこの重要な論点が見えておらず、このことが文部省側の主要な敗因とみてよからう。

V 法学部の商法領域強化（1893年10月～1895年4月）

本稿では、主としてアルトホフとラーバントの動向を中心として考証をすすめてきたが、そのなかで、この二人に敵対するベルリン大学法学部多数派教授陣が、ラーバント招聘の可能性を消すためにさまざまな努力を続けている事実が浮上した。

法学部が講じた手段として注目すべきは、商法領域の強化である。前述のように、ゴルトシュミットとラーバントは、この領域において長年にわたって緊密な協力関係にあり、そのためアルトホフが、ゴルトシュミットの意向を盾にとってラーバントを法学部に押しこむ可能性が消えず、法学部多数派教授陣からみると予断を許さない。そこで法学部側は、アルトホフに付けこまれる隙を与えないために、商法領域の教員スタッフを増強し、すくなくとも当面ゴルトシュミットの後任を招聘する必要がないよう態勢を整える。そしてヴェーバーを商法担当員内准教授に推薦することは、ラーバント招聘阻止のための商法教員スタッフ増強策の一環に位置づけられている。法学部は、アルトホフに宛てたヴェーバー推薦書（1893年10月31日付）のなかで、彼を員内准教授として任用するのみならず、「ゴルトシュミット教授の職位代理が必要であることから、同氏 [=ヴェーバー] をただちに任命すること（die sofortige Ernennung desselben durch das Bedürfnis der Stellvertretung des Professors Goldschmidt）」も十分理由があることだと強調しており、ヴェーバーを、ゴルトシュミットの後任として、ただちに商法担当正教授に任命することをも勧めている（GStAPK/I/76/Va/2/IV/45/5: 138a-b）。もちろん、これをアルトホフが呑まないことを重々承知したうえでのことだが。

しかし同時に、ヴェーバーのフライブルク移籍は、1893年10月以前にすでに決定しており（野崎敏郎 2023（2）: 45頁）、彼の移籍の意思が非常に固いことから、法学部は、彼に代わって商法関連科目を担当しうる人材を探す。そして既述の1894年7月17日付ラーバント宛書簡においてアルトホフが言及していたように、弁護士ブルヒャルトをベルリンに招き、商法関連科目を分任してもらうよう働きかけており、実際、1895年夏学期から、コーラー、ブルヒャルト（以上毎学期）、ギールケ（夏学期）、ブルンナー（冬学期）によるそれぞれ週4時間枠の商法講義が開始されている（VBB 1895SS）。このパターンで、各学期3名の講師が商法を講ずるので、法学部は、この領域の教育需要を十分満たした状態を堅持していると思われる。そのかわり、コーラー、ギールケ、ブルンナーの講義負担が非常に重くなっている。

法学部は、こうした手立てによって、ヴェーバー転出後も、商法関連科目を担当する正教授を新たに招聘する必要がないよう教員を配置し、それによって、ラーバントがベルリンに赴任する可能性を消そうとしており、法学部のこの闘いは、じつに1907年のアルトホフの退任以後も続けられる。一方アルトホフは、法学部への報復として、ラーバント以外の人物をベルリン大学の商法担当正教授に就けることを拒否しつづける。そしてラーバントは、ついにベルリンへの赴任を果たすことができないまま1918年に亡くなる。

VI おわりに ラーバント招聘挫折の意味するもの

アルトホフは、本稿でみてきた一連の過程において、学部教授団の自治にたいする憎悪をますます募らせていくが、その強引な手法によって、アーロンス法の制定とアーロンス追放にはなんとか成功するものの、その代償として、ドイツ法学界との決定的な関係悪化を招く。ヒンシウスとエックのような数少ないアルトホフへの協力者も、それぞれ1898年と1901年にあいついで亡くなり、またとりわけプロイセン外の法学者が、自国におけるアーロンス法の影響を排除するために尽力したことから（野崎敏郎 2021-22 (4): 60-61 頁）、有能な研究者がプロイセンを忌避して他の邦国へと流れることを危惧したアルトホフは、結局ベルリン大学法学部をはじめとするプロイセン諸大学の教授団との妥協を余儀なくされる。そして深謀遠慮を欠くこの直情径行型独裁的官僚カリスマは、これ以降、彼があれほど嫌う学部教授団の自治との折り合いをつけることに腐心しつづけるという皮肉な運命を辿る。彼にとって、この苦い経験は、彼の大学行政路線の転換への重要な契機となったのである。

アルトホフは、その憤懣の矛先をラーバントへと向ける。ボッセ宛鑑定書に噴出しているラーバントへの罵詈雑言は、高価な絵画等によって歓心を得ようとしてまで味方につけようとした相手が結局自分の期待に応えなかったことにたいする報復である。彼にとって、ラーバントは利用価値のありそうな道具にすぎなかったことが、この非情な鑑定書において露わになっており、ここには、ヴェーバーが鋭く指弾したアルトホフの人間蔑視が剥き出しになっている（MWGI/13: 315）。その蔑視は、ヴェーバーやベルリン大学法学部多数派教授陣をはじめとする彼への敵対者たちに向けられるのみならず、ラーバントのような彼の持ち駒となっている人物にたいしても向けられるのである。

ベルリン大学法学部は、アルトホフ体制と対峙しつつ、帝国の既存の秩序を堅持する道を取り、一方ヴェーバーは、帝国の秩序の変革を模索しながら、その時々々の大学問題に旺盛に取りくんでいく。彼らのこうした姿を対比的に検討することによって、時代のなかのヴェーバー像——とりわけ大学人ヴェーバー像——がさらに明瞭に浮かびあがってくるだろう。

〔注〕

- (1) この問題は、すでにベルント・シュリューターが取りあげており（Schlüter 2004: 153-160）、ここでは重要な指摘もなされているが、判読ミスもあるので、それを訂正しながら敷衍する。
- (2) アルトホフがラーバント招聘を考えはじめたのは、ゴルトシュミットが倒れた1892年5月5日と、ベルリン大学哲学部がアーロンスを員外准教授に昇任させるようプロイセン文部省に提案した同年5月14日から、あまり時を置かない時点だと筆者は推定している。ヴェーバーは、翌1893年7月26日付母宛書簡中で、「ラーバント招聘にたいする危惧（die Angst vor Laband's Berufung）」について述べているから（MWGII/2: 443）、遅くともこの時点までに、すでにベルリン大学の——とくに法学部の——教授たちは、アルトホフがラーバント招聘を画策していることを察知し、それを危惧し、それへの対抗策を練っていることがわかる。

- (3) この箇所はシュリユーターも重視しているが（Schlüter 2004: 155, Anm. 249）、判読ミスと脱落がある。原文は次の通り。„Sie wissen, daß mich *nichts* hier fesselt und daß der Wunsch, an einer großen Universität der alten deutschen Lande zurückzukehren, hier durch vieles erregt oder nahegelegt wird.“ シュリユーターは fesselt を festhält と誤判読しており、また erregt oder を抜かしている。
- (4) アルトホフがここで言及しているのは、1894年5月10日付で文部省から発せられた指示書にたいする回答として、6月26日付でベルリン大学法学部から提出された報告である（UAB/Jur. Fak.01/02.04./0494: 83f.）。その要点を記しておく。ヴェーバーがこの秋にフライブルクに転出することが本決まりになったが、その補充として、ハンブルクの弁護士ブルヒャルトが教授資格を得て次学期（1894/95年冬学期）から教壇に立つ予定なので、弊学部の商法領域の授業に欠損は生じない。ゴルトシュミットの後任正教授については、彼にしか務めえないこの地位を継ぐにふさわしい人物名を挙げることはできず、また彼の教壇復帰について、主治医が、時間をかけて回復へといたる可能性を示唆しているので、弊学部は全員一致で、後任人事を先送りにする意向である。次学期にはブルンナー、その次の学期（1895年夏学期）にはギールケ、そしてこの両学期にブルヒャルトによる講義が開講される見込みである。
- (5) このブルヒャルトという人物について、筆者は以前エーミール・ブルヒャルト（1836-1901）とみなしていたが（野崎敏郎 2021-22 (3): 41）、これは別人であり、ベルリン大学で教鞭を執ることになるのは、ハンブルクの弁護士ヨハネス・レーオポルト・ブルヒャルト（Johannes Leopold Burchard, 1857-1925）である。訂正しておく。
- (6) シュリユーターは Fächer と記しているが、Lehrfächer が正しい（Schlüter 2004: 156, Anm. 256）。
- (7) シュリユーターは、meine sofortige Berufung の sofortige を抜かしている（ebd.）。
- (8) シュリユーターは zugesagte Stellung と記しているが、zugesagte Stellung が正しい（ebd.）。
- (9) ラーバントは、ゴルトシュミットへの追悼文のなかで、「40年にわたって私とゴルトシュミットとを結びつけていた親密でけっして損なわれることのなかった友情」を特筆している（Laband 1897: 297）。
- (10) 本稿に訳出したラーバントの回想録の記述によると、アルトホフはラーバントに直接この趣旨を語っている（Laband 1980: 97）。しかしもちろん、員内嘱託教授への就任が、学部への打診およびその同意がなくてもかまわないというのは、あくまでもアルトホフの主観的観測であって、ベルリン大学法学部も彼と同様に考えていたとはとうてい考えられない。
- (11) 注4にしめした法学部の報告を指す。
- (12) この箇所で「若手の人材（jüngere Kraft）」について言及されているのは、法学部が1893年にヴェーバーを員内准教授に推薦したとき、彼を正教授に登用することも容認していたのだが、今回は、ヴェーバーがすでにフライブルクへと去ったあとであり、他の若手を登用するよりも、カールを招聘するほうが、学部の教育需要にとって望ましいと判断しているからであろう。
- (13) *Allgemeine Zeitung* (München), Nr. 209, 31. Juli 1894, Morgenblatt, S. 2.
- (14) 1896年5月にアルトホフがボッセに提出した鑑定書は、プロイセン文部省の内部文書であり、この内容——ラーバント招聘失敗の責任を彼自身の人物・素行になすりつけている内容——が外部に流出してラーバントの知るところとなる可能性はほばない。実際、回想録を読むかぎり、ラーバントがアルトホフの裏切りを察知した形跡は認められない。
- (15) この学期に、カール以外に、アルベルト・フリードリヒ・ベルナー、ヨーゼフ・コーラー、オットー・ダムバッハが、それぞれ刑法講義を担当している（VVB 1895/96WS: 5）。
- (16) リッペ侯位継承にかかわる問題の所在については、上山安敏が整理し、そこからラーバントとツォルンの特異な立ち位置を描出している（上山安敏 1977: 242-249 頁）。

- (17) この論説は、新聞に4回にわたって掲載された後、同年中に小冊子として公刊されている (Kahl, W., *Die Thronfolge im Fürstenthum Lippe: auch „unter Benützung archivalischer Materialien“*. München: Cotta, 1892)。小冊子版は筆者未見。

〔未公刊史料〕

- GStAPK/I/76/Va/2/IV/45/5: I. HA Rep. 76, Va, Sekt. 2, Tit. IV, Nr. 45, Bd. 5. Ministerium der geistlichen, Unterrichts- u. Medicinal-Angelegenheiten. Unterrichts-Abteilung. Acta betreffend: Die Anstellung und Besoldung der außerordentlichen und der ordentlichen Professoren in der Juristischen Fakultät der Universität Berlin. Vol: V vom Juli 1887 bis Dezember 1896. Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz
- GStAPK/I/76/Va/XIV/11/5: I. HA Rep. 76, Va Sekt. 2 Tit. XIV, Nr. 11, Bd. 5. Ministerium der geistlichen, Unterrichts- und Medicinal-Angelegenheiten. Unterrichts-Abteilung. Acta betreffend: die von den Professoren und Privatdozenten der Universität Berlin herausgegebenen und eingesandten Schriften und Werke von April 1890 bis September 1893. XIVte Abtheilung. Nr. 11. V. Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz
- GStAPK/VI/HA/Nl Althoff/165: VI. HA, Nl Althoff, F. Nr. 165. Der Fall Arons 1894-1899. Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz
- GStAPK/VI/Nl Althoff/817: VI. HA, Nl Althoff, F. T., Nr. 817. Laas - Lampe, 1853 - 1908. Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz
- UAB/Jur.Fak.01/02.04./0494: Juristische Fakultät, Dekanat 1810-1945. Berufungen und Emeritierungen von Professoren der Juristischen Fakultät, Bd. 3. 1885-1901. Universitätsarchiv Berlin

〔文献〕

- Andernach, N. 1972: *Der Einfluß der Parteien auf das Hochschulwesen in Preußen, 1848-1918*. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht
- Arons, L. (Hrsg.) 1900: *Die Actenstücke des Disciplinarverfahrens gegen den Privatdocenten Dr. Arons*. Berlin: G. Reimer
- Ellwein, Th. 1992/97: *Die deutsche Universität vom Mittelalter bis zur Gegenwart*. Wiesbaden: Fourier
- Fricke 1960: Zur Militarisierung des deutschen Geisteslebens im wilhelmischen Kaiserreich; Der Fall Leo Arons. *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 8. Jg.
- Huber, E. R. 1969/94: *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. IV. Struktur und Krisen des Kaiserreichs*, 2. Aufl. Stuttgart u.a.: W. Kohlhammer
- Kahl, W. 1892: Die Thronfolge im Fürstenthum Lippe: auch „unter Benützung archivalischer Materialien“ (1-4). *Allgemeine Zeitung* (München), 94. Jg., Nr. 228-231, 17-20. August 1892.
- Kahl, W. 1896: *Ebenbürtigkeit und Thronfolgerecht der Grafen zur Lippe-Biesterfeld*. Bonn: Strauß
- Laband, P. 1891: *Die Thronfolge im Fürstenthum Lippe: unter Benutzung archivalischer Materialien erörtert*. Freiburg i. B.: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1891
- Laband, P. 1896: *Der Streit über die Thronfolge im Fürstenthum Lippe*. Berlin: O. Liebmann
- Laband, P. 1897: Levin Goldschmidt. †, *Deutsche Juristen-Zeitung*, II. Jg., Nr. 15, 1. August 1897.
- Laband, P. 1980: *Opuscula juridica, Bd. 1. Abhandlungen, Beiträge, Reden und Rezensionen, T. 1. Lebenserinnerungen, Abhandlungen, Beiträge und Reden (1866-1918)*. Zentralantiquariat der DDR
- MWGI/13: *Max Weber Gesamtausgabe, Abt. I, Bd. 13. Hochschulwesen und Wissenschaftspolitik. Schriften und Reden 1895-1920*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 2016

- MWGII/2: *Max Weber Gesamtausgabe, Abt. II, Bd. 2. Briefe 1887-1894*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 2017
- Sachse, A. 1928: *Friedrich Althoff und sein Werk*. Berlin: Mittler
- Schlüter, B. 2004: *Reichswissenschaft; Staatsrechtslehre, Staatstheorie und Wissenschaftspolitik im deutschen Kaiserreich am Beispiel der Reichsuniversität Straßburg*. Frankfurt a. M.: V. Klostermann
- VVB: *Verzeichnis der Vorlesungen*. Königliche Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin
- 上山安敏 1977 『憲法社会史』 日本評論社
- 上山安敏 1978 『ヴェーバーとその社会——知識社会と権力——』 ミネルヴァ書房
- 野崎敏郎 2011 『大学人ヴェーバーの軌跡——闘う社会学者——』 晃洋書房
- 野崎敏郎 2016 『ヴェーバー『職業としての学問』の研究（完全版）』 晃洋書房
- 野崎敏郎 2016- 「《闘争する人格》と大学問題——『職業としての学問』をいかに読むか——」（1～5）『佛教大学社会学部論集』 63, 64, 65, 67, 69（未完結）
- 野崎敏郎 2021-22 「マックス・ヴェーバーにかかわる二つの人事の実相——フライブルク大学移籍とハイデルベルク大学正嘱託教授案件——」（1～4）『佛教大学社会学部論集』 72～75
- 野崎敏郎 2023 「〈資料の紹介と研究〉マックス・ヴェーバーのフライブルク大学移籍をめぐる——人事の実相への補遺——」（1・2）『佛教大学社会学部論集』 76, 77

〔付記〕

本稿は、令和3～5年度科学研究費（基盤研究（B）, 課題番号 21H00783）による研究成果の一部である。

（のざき としろう 公共政策学科）

2023年11月15日受理